平成２１年（フ）第７８号
大分県日田市大字石井289番地７　コーポレート梶102号
債務者　石井　凡騎
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第５４３号
岐阜県羽島郡岐南町徳田９丁目218番地
債務者　野倉美智男
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６９０号
岐阜市又丸宮東36番地２
債務者　大野　　博
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６９１号
岐阜市又丸宮東36番地２
債務者　大野　文子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１２５８号
北九州市小倉北区朝日ケ丘６番２―303号
債務者　吉川　健児
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３５５号
仙台市若林区今泉１丁目12番22号　セジュールみずきＢ201
債務者　清水　絵実（旧姓森）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８７号
宮城県亘理郡山元町山寺字西頭無36番地12
債務者　小池美智子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４７２号
仙台市青葉区支倉町４番21―1104号
債務者　廣瀬久美子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０２号
仙台市宮城野区幸町３丁目16番２―1901号
債務者　木村　憲人
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０３号
仙台市太白区越路15番６号
債務者　鈴木　義秋
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５４０号
宮城県黒川郡富谷町日吉台２丁目34番地６　ゴールドハイツＢ102
債務者　齋藤　絢子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５４１号
宮城県塩竈市大日向町４番13号
債務者　川嶋　孝志
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７５号
宮城県宮城郡松島町高城字町東二28番地の３
債務者　佐藤　宮子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９５号
仙台市泉区将監９丁目１番５―101号
債務者　住谷　　隆
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６０９号
宮城県黒川郡大和町宮床字戸崎37番地の１
債務者　高橋　文子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６２１号
仙台市泉区館２丁目２番地の12
債務者　氏家　　充
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３３号
仙台市青葉区錦ケ丘８丁目１番地の１　Ｔ―８
債務者　秋葉　俊久
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３４号
宮城県岩沼市北長谷字畑堤上西21番地
債務者　長田　祐次
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係